

JOYO BANK NEWS LETTER

2022年2月8日

「最低賃金引き上げの影響に関する企業調査（2021年）」について

常陽銀行（頭取 笹島 律夫）の子会社である常陽産業研究所（代表取締役社長 下山田 和司）は、このたび「最低賃金引き上げの影響に関する企業調査（2021年）」を実施しましたので、その結果を下記のとおりお知らせいたします。本調査は「茨城県内主要企業の経営動向調査（2021年10～12月期）」の特別調査として行ったものです。

当社は、地域のシンクタンクとして各種調査研究および総合金融サービスの提供を通じ、今後とも、地域の課題解決のためのさまざまな情報発信および取り組みを展開し、地域の成長と活性化に貢献してまいります。

記

1. 調査結果

当社では、2021年10月の最低賃金改定（茨城県は28円の引き上げ）を受けて、茨城県内企業を対象に、賃金の見直し状況や、最低賃金改定による経営への影響などに関するアンケート調査を実施しました。アンケート結果によると、改定により最低賃金を下回った従業員がいたため、賃金を引き上げた企業は、回答企業全体の28.4%でした。また、最低賃金改定で経営に影響があると回答した企業は、全体の47.4%でした。なお、調査結果の詳細は、別紙を参照してください。

2. 調査の特徴

本調査は、2021年12月に茨城県内企業211社（製造業78社、非製造業133社）からの回答を取りまとめたものです。従業員300人以上の大企業から、30人未満の企業まで幅広く調査対象としています。

以上



常陽銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151 (代表) www.joyobank.co.jp

【最低賃金引き上げの影響に関する企業調査（2021年）】

最低賃金引き上げで「経営に影響がある」は回答企業の5割

— 最低賃金改定により賃上げの必要が生じた企業は3割—

今回調査の概要

2021年10月1日、都道府県ごとに定められた地域別最低賃金（以下、最低賃金）が改定され、最低賃金は昨年引き続き上げられた。今年度の引き上げ額は全国平均で28円、茨城県も全国平均と同額の28円（時間額879円）と、ともに過去最大の引き上げ額となった。そこで当社では、茨城県内企業における最低賃金の改定に伴う賃金の見直し状況や、最低賃金改定による経営への影響などを把握する目的でアンケート調査を実施した。結果の概要は以下の通りである。

《最低賃金改定に伴う賃金の見直し状況》

まず、最低賃金改定に伴う賃金の見直し状況についてみると、全産業（回答企業全体）では、①「全員が改定後の最低賃金を上回っており、賃金は見直していない」が56.9%と最も多く、次いで②「改定により最低賃金を下回った従業員がおり、最低賃金まで賃金を引き上げた」が14.7%、③「改定により最低賃金を下回った従業員がおり、最低賃金を超えて賃金を引き上げた」が13.7%、④「全員が改定後の最低賃金を上回っており、賃金を更に引き上げた」が11.4%であった（図表1-1）。最低賃金改定により賃金を引き上げる必要が生じた＝『直接的影響を受けた（②+③）』の割合は28.4%と全体の約3割であった。

『直接的影響を受けた』について業種別にみると、製造業は25.6%、非製造業は30.1%であった。製造業では、（素材・加工業種以外の）その他業種（36.6%）、非製造業では、運輸・倉庫（50.0%）、小売業（38.9%）、サービス業他（34.0%）、卸売業（33.4%）がいずれも3割を超えた（図表1-2）。また、従業員規模別では、30人未満が23.1%、30～99人が30.9%、100～299人が44.4%、300人以上が19.2%と、中規模企業での影響が目立つ結果となった。

《改定により最低賃金を下回った従業員の属性》

最低賃金改定により最低賃金を下回った従業員の属性をみると、全産業では「パートタイムの非正社員」が80.7%と最も多く、次いで「フルタイムの非正社員」が21.1%、「正社員」が19.3%であった（図表2）。

《最低賃金改定による経営への影響》

最低賃金改定による経営への影響についてみると、全産業では、①「影響はない」が46.4%と最も多く、次いで②「多少は影響する」が33.5%、③「大いに影響する」が13.9%であった（図表3-1）。『（最低賃金改定による）経営への影響がある』（②+③）は47.4%と全体の約5割であった。

『経営への影響がある企業』について業種別にみると、製造業は52.6%、非製造業は44.2%であった。製造業では、(素材・加工業種以外の)その他業種(62.1%)、非製造業では、小売業(66.7%)がともに6割を超えた(図表3-2)。一方、非製造業では、建設業で「影響はない」が6割(60.7%)となるなど、業種間の違いもみられた。従業員規模別では、すべての規模で「影響がある」が4割を超える中、300人以上が53.9%と各規模の中で最も多かった。

《最低賃金改定への対応》

最低賃金改定で経営に影響があると回答した企業に、賃金引き上げに伴う対応(予定を含む)について尋ねたところ、全産業では、「残業時間・シフトの削減・抑制」が40.7%と最も多く、次いで「人件費以外のコスト削減」が37.4%、「商品・サービス価格の改定」が9.9%、「福利厚生費の削減・抑制」が8.8%であった。また、「対応を行わない」は28.6%であった(図表4-1)。

業種別にみると、製造業の回答上位4項目の順位は全産業と変わらず、非製造業は「福利厚生費の削減・抑制」(16.7%)が「商品・サービス価格の改定」(8.3%)を上回り第3位であった。また従業員規模別にみると、上位2項目について300人以上が他の規模を大きく上回っており、特に大企業において、間接部門を中心とした業務効率化や細かな経費削減の積み重ねにより、固定費の増加を抑制しようとする姿勢もうかがえる(図表4-2)。

《行政などに求める支援》

最低賃金改定に伴い行政などに求める支援についてみると、全産業では、「税金や社会保険料などの負担軽減」が56.1%と最も多く、次いで「雇用維持に係る補助金・助成金の拡充」が38.8%、「人材育成・教育に関する支援」が14.8%、「生産性向上に向けた設備投資の支援」が13.8%であった。また、「特になし」は24.5%であった(図表5)。

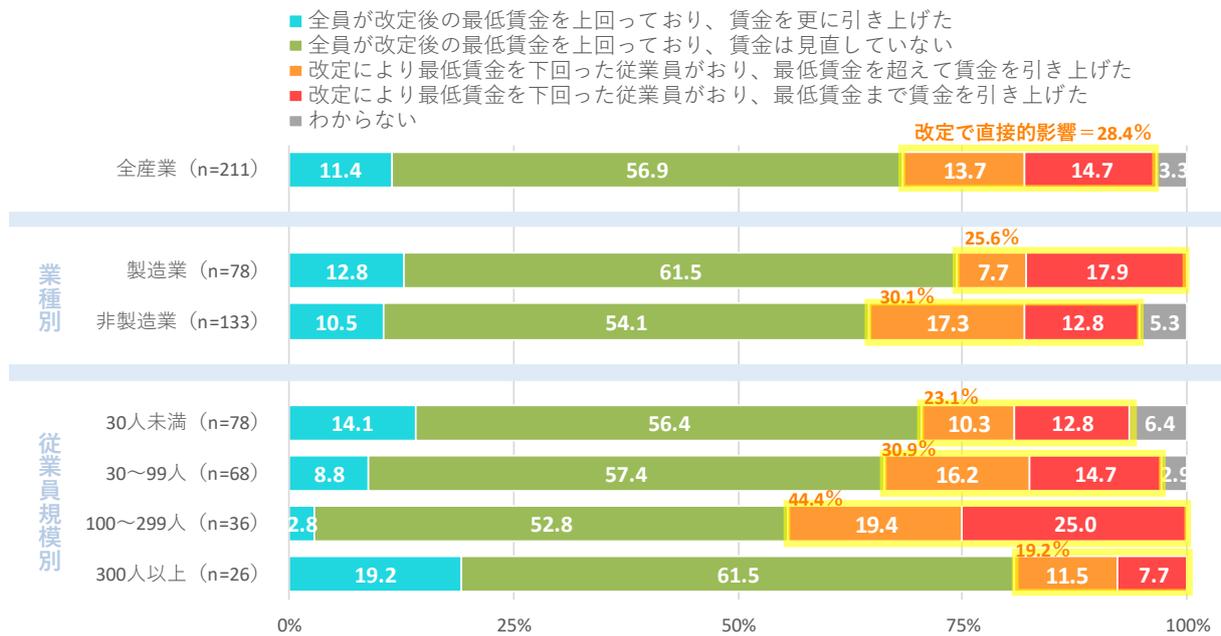
業種別にみると、製造業の回答上位4項目は「生産性向上に向けた設備投資の支援」(23.0%)が「人材育成・教育に関する支援」(18.9%)を上回り第3位であった。非製造業の回答上位4項目の順位は全産業と変わらなかった。

今回のアンケート調査から、パートタイムの非正社員を多く抱える小売業などで、今回の最低賃金改定に伴い賃金の見直しを迫られるとともに、最低賃金の引上げ額が過去最大であったことなどから経営への影響が大きいと考える企業が回答企業の半数近くに上ることが明らかとなった。

また、最低賃金引き上げの対応では「残業時間・シフトの削減・抑制」が最も多い結果となった。人手不足が深刻化する中、多くの企業では、最低賃金引き上げによる人件費負担増を人員削減で吸収することは難しく、業務効率化などの生産性向上により対応しようとしているとみられる。

賃金等の格差是正を求める社会的要請を背景に、企業側には最低賃金引き上げへの対応が引き続き求められると考えられる。非正規雇用をはじめとした安価な労働力を前提として成り立ってきた産業にとっては厳しい事業環境となるが、各企業とも生産性向上などの企業努力に加え、国などの支援制度を上手く活用することで対応を図っていくことが望まれる。

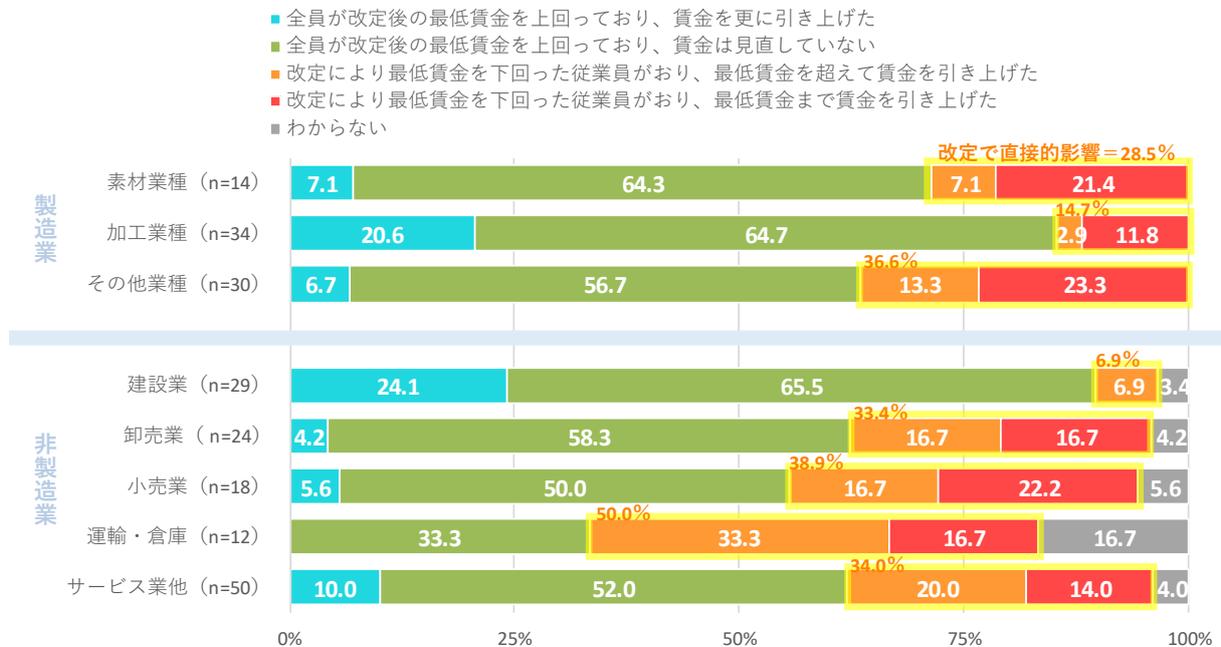
図表 1-1 最低賃金の引き上げに伴う賃金の見直し状況



出所：常陽産業研究所「最低賃金引き上げの影響に関する企業調査（2021年）」

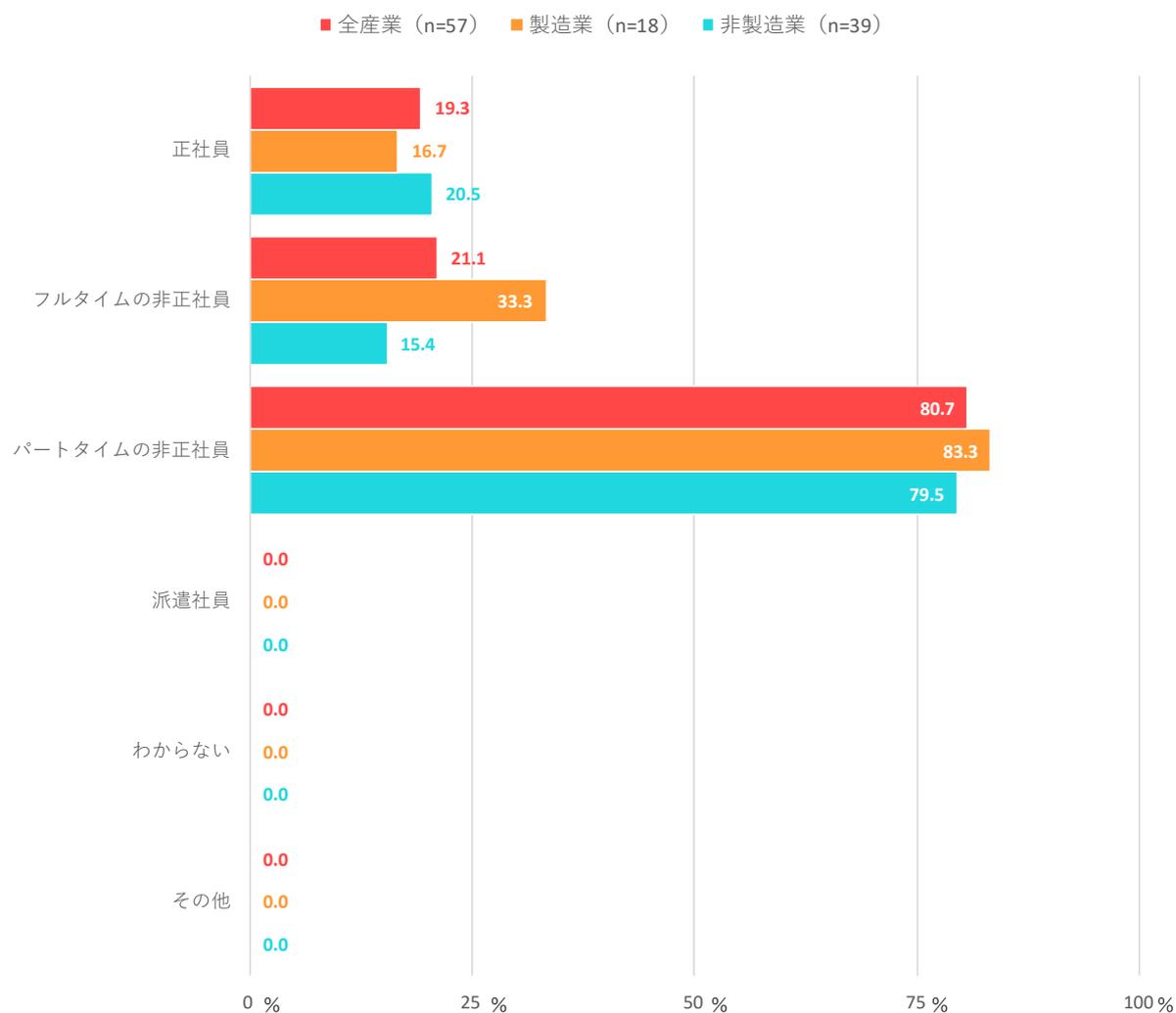
※小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比の合計は必ずしも100とはならない（全図表とも共通）

図表 1-2 最低賃金引き上げに伴う賃金の見直し状況（詳細業種別）



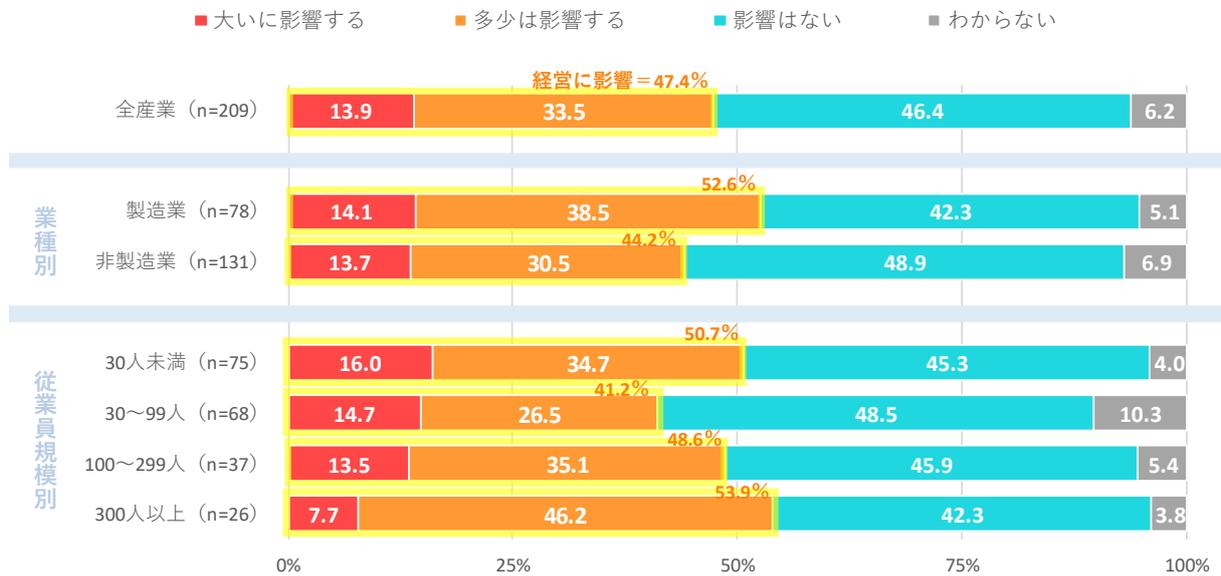
出所：常陽産業研究所「最低賃金引き上げの影響に関する企業調査（2021年）」

図表2 改定により最低賃金を下回った従業員の属性（業種別）



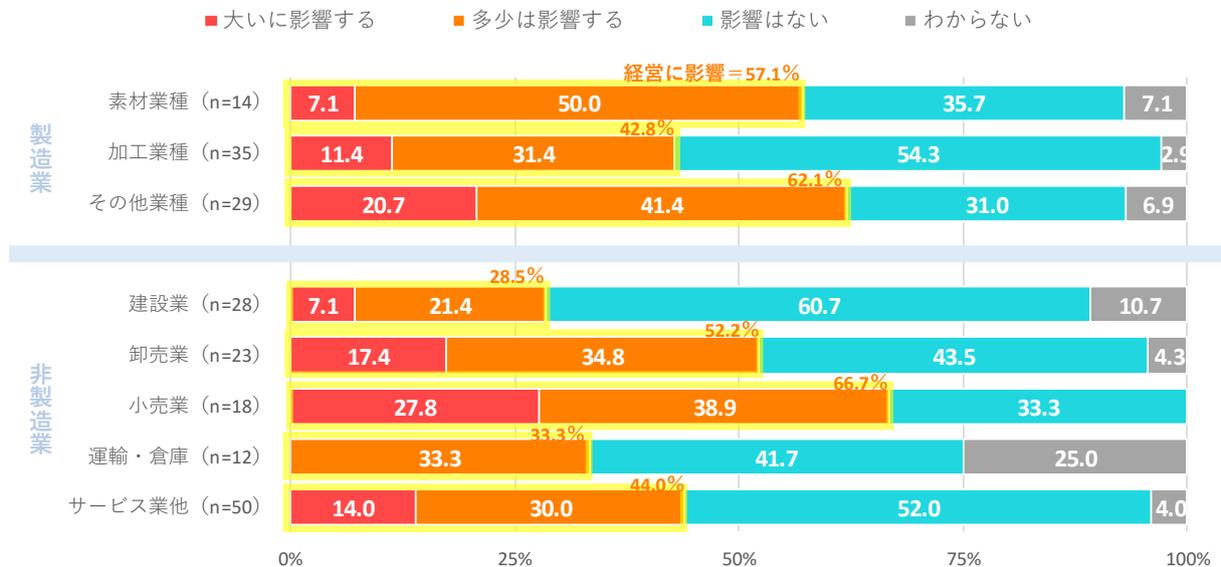
出所：常陽産業研究所「最低賃金引き上げの影響に関する企業調査（2021年）」

図表 3-1 最低賃金引き上げによる経営への影響



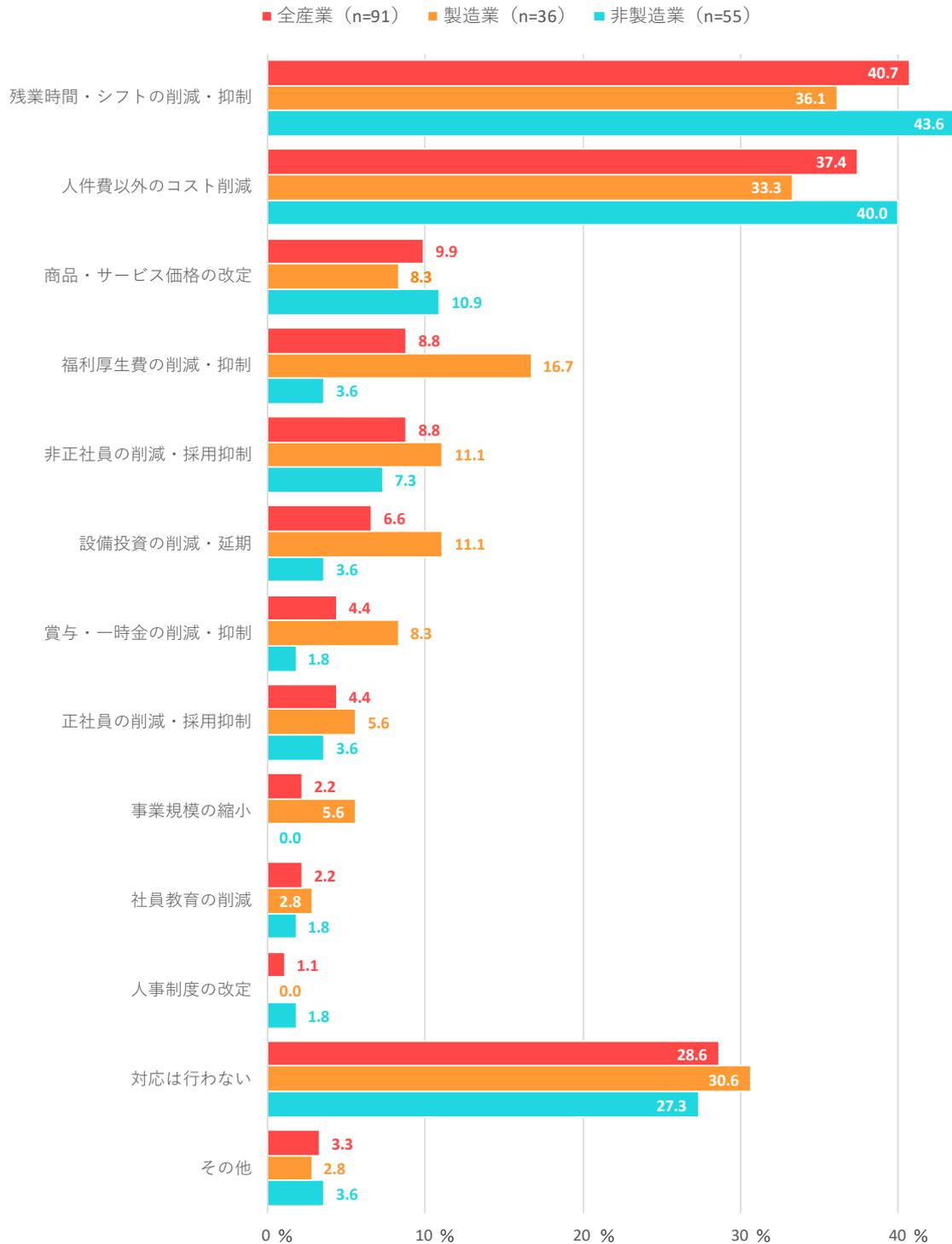
出所：常陽産業研究所「最低賃金引き上げの影響に関する企業調査（2021年）」

図表 3-2 最低賃金引き上げによる経営への影響（詳細業種別）



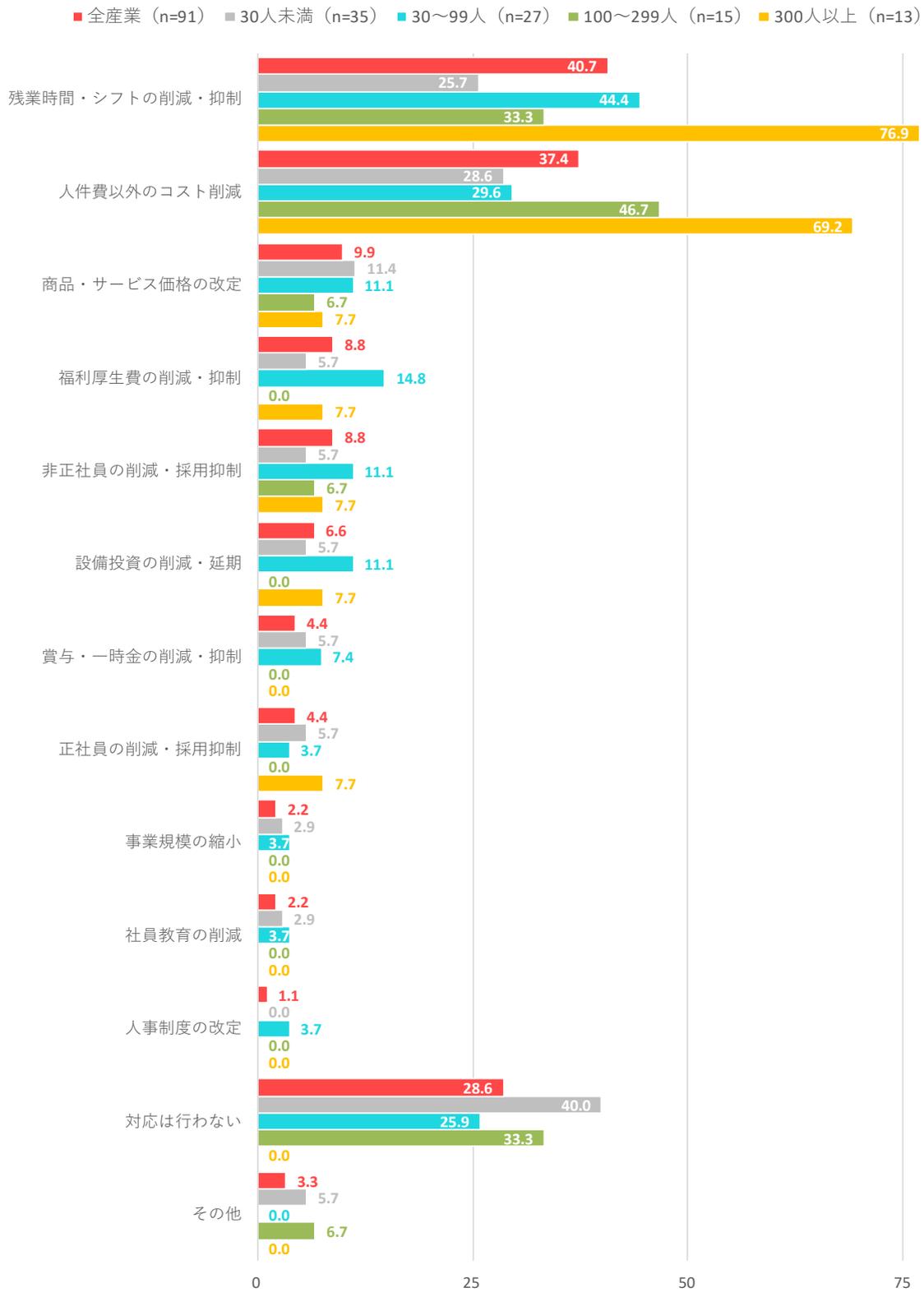
出所：常陽産業研究所「最低賃金引き上げの影響に関する企業調査（2021年）」

図表4-1 実施している最低賃金引き上げへの対応（業種別）



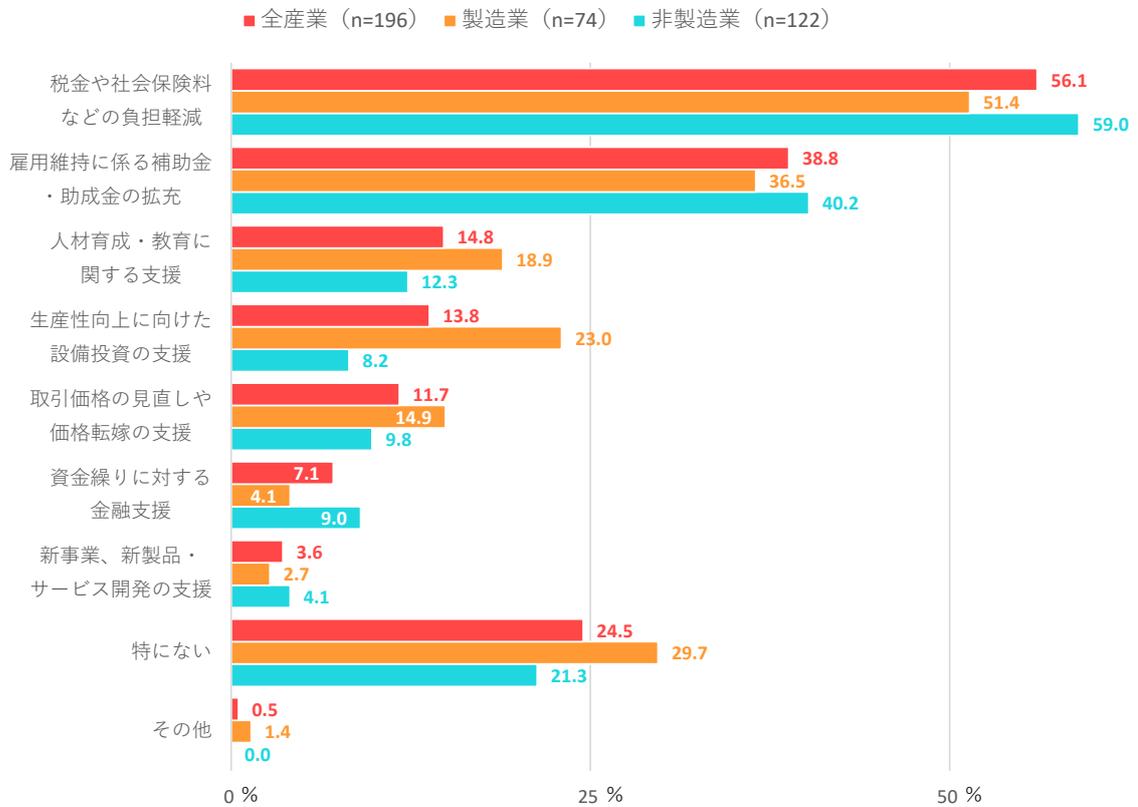
出所：常陽産業研究所「最低賃金引き上げの影響に関する企業調査（2021年）」

図表4-2 実施している最低賃金引き上げへの対応（企業規模別）



出所：常陽産業研究所「最低賃金引き上げの影響に関する企業調査（2021年）」

図表5 行政などに求める支援（全産業・業種別）



出所：常陽産業研究所「最低賃金引き上げの影響に関する企業調査（2021年）」

参考 茨城県 地域別最低賃金の年次別推移

年度	最低賃金額 (時間額：円)	引上げ額 (前年比：円)	引上げ率 (前年比：%)	発効年月日
2002	647	1	0.15%	2002年10月1日
2003	647	0	0.00%	2002年10月1日
2004	648	1	0.15%	2004年10月17日
2005	651	3	0.46%	2005年10月1日
2006	655	4	0.61%	2006年10月1日
2007	665	10	1.53%	2007年10月20日
2008	676	11	1.65%	2008年10月19日
2009	678	2	0.30%	2009年10月8日
2010	690	12	1.77%	2010年10月16日
2011	692	2	0.29%	2011年10月8日
2012	699	7	1.01%	2012年10月6日
2013	713	14	2.00%	2013年10月20日
2014	729	16	2.24%	2014年10月4日
2015	747	18	2.47%	2015年10月4日
2016	771	24	3.21%	2016年10月1日
2017	796	25	3.24%	2017年10月1日
2018	822	26	3.27%	2018年10月1日
2019	849	27	3.28%	2019年10月1日
2020	851	2	0.24%	2020年10月1日
2021	879	28	3.29%	2021年10月1日

(注)2002年度から日額・時間額併用方式から時間額単独方式に移行。

出所：茨城労働局労働基準部賃金室

以上